



平成 26 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 杉 原 博 茂
兼 C E O
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 副 社 長 野 坂 茂
兼 C F O
(TEL. 03-6834-6666)

当社取締役・執行役に対する新たな株式報酬制度の導入について

当社は、平成 26 年 10 月 24 日開催の報酬委員会において、当社取締役・執行役への新たなインセンティブプランとして、株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本制度の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

当社は委員会設置会社であり、取締役・執行役の報酬等は報酬委員会が決定しています。当社報酬委員会は、当社取締役・執行役の職務執行が強く動機づけられることを企図し、当社取締役・執行役の報酬体系を業績連動型報酬の比率をより高めた体系に改定することを決定いたしました。

2. 本制度の概要

本制度においては、まず当社が、本制度を利用することを選択した取締役・執行役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める当社の株式交付規程に基づき、当社取締役・執行役に対して交付することが見込まれる一定数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社の株式交付規程に従い、信託期間中の当社の業績等に応じた数の当社株式を、毎年当社取締役・執行役の報酬として交付します。本制度による株式交付は複数回に分けて実施する予定であり、時期等については現在検討中です。

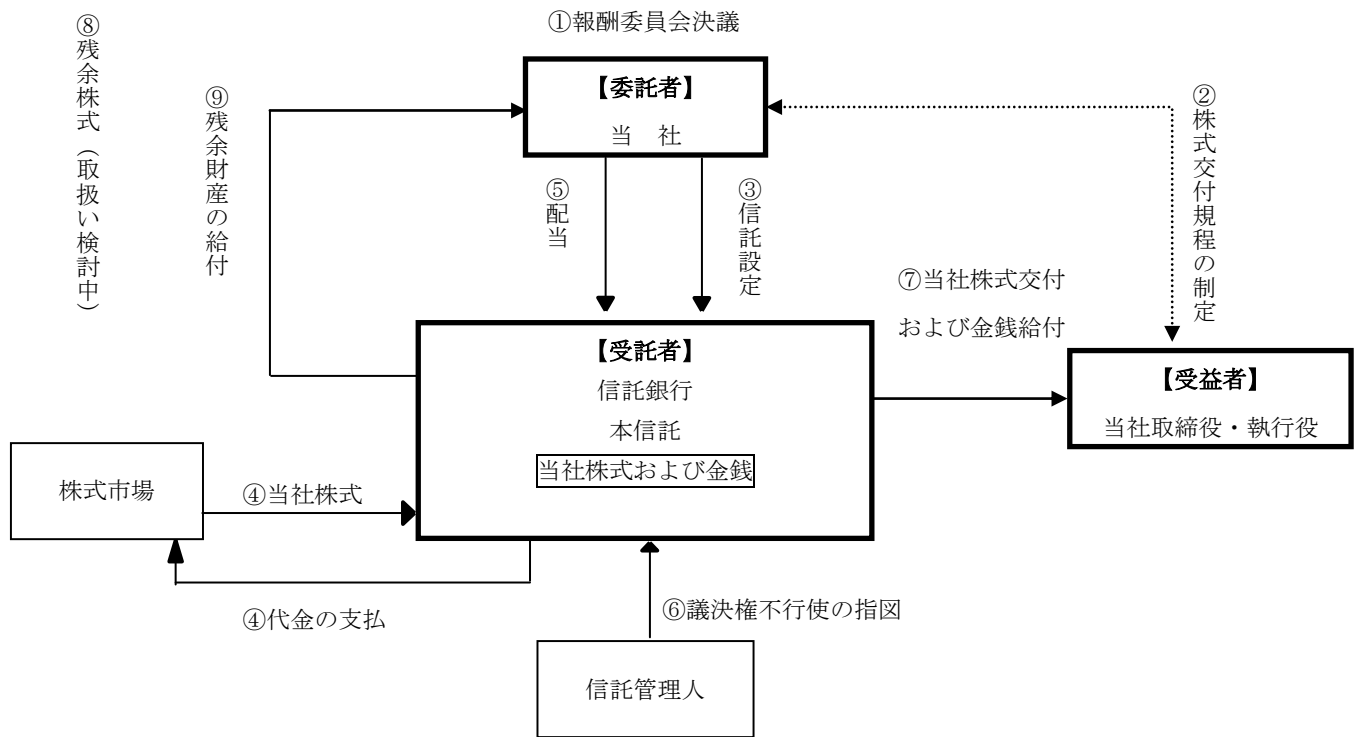
なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

3. 導入方法

現行のストック・オプション制度に上記の株式報酬制度である本制度を加え、ストック・オプション制度と本制度の選択制として導入いたしますが、選択制の詳細については現在検討中で、決まり次第お知らせいたします。選択時におけるストック・オプションの付与数に対する本制度の株数換算割合は、4：1※とすることを予定しております。

※ストック・オプションの付与数が 4 個（400 株相当）であった場合、本制度を選択すると、合計で 100 株の当社株式と交換されます。

4. 本制度の仕組み（予定）



- ① 当社は、本制度の導入に関して報酬委員会において役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して報酬委員会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の報酬委員会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役・執行役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、当社株式を受領します（なお、受託者が信託契約の定めに従い、信託内の当社株式を換価し、受益者に金銭で給付することもあります）。
- ⑧ 本信託の清算時に残余株式が生じた場合の取扱いについては、現在検討中です。
- ⑨ 本信託の終了時の清算にあたり、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 当社は、報酬委員会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以上